

2004

4月号



421

広報

かわち



<主な内容>

町予算のあらまし ... P 2~3

平成16年度 各会計予算概要

議会だより ... P 4~6

平成16年 第1回定例会

みんなで考えよう市町村合併 ... P 7

第3回 町合併推進懇話会

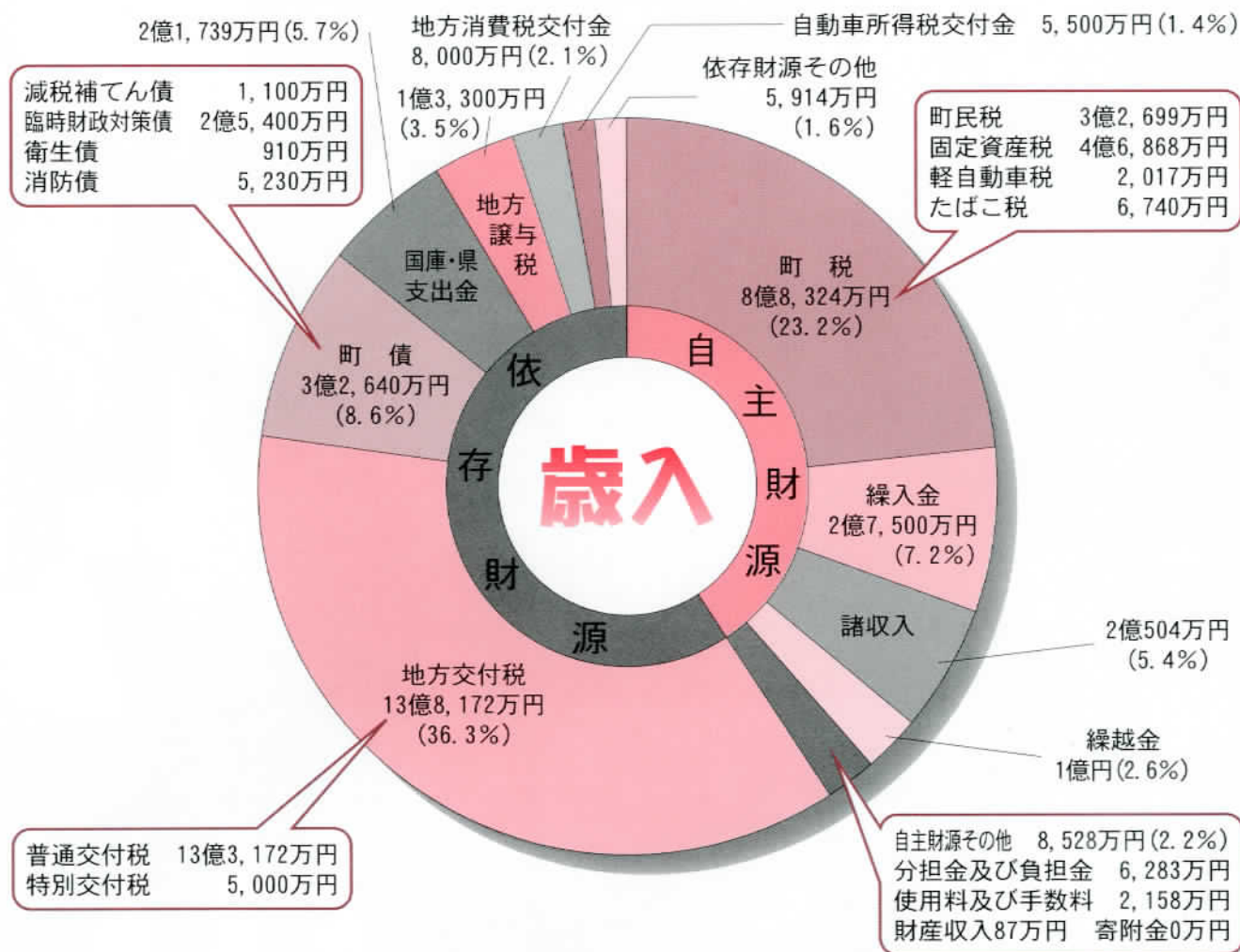
よーくねらって
それっ!

(写真:『高齢者スポーツまつり』より)

平成16年度 町予算のあらまし

一般会計予算は 38億121万円

「豊かに美しく住む町づくり」に向けた、平成16年度各会計予算が決まりました。一般会計予算を主にその概要についてお知らせします。



平成16年第1回河内町議会定例会において、各会計新年度予算が可決されました。一般会計予算の総額は38億121万円、前年度と比較して1億4,844万円(3.8%)の減となっております。(千円以下端数処理)なお、歳入歳出の内訳について主なものを掲載するとともに、各特別会計について左頁に掲載しました。

【一般会計歳入】
歳入予算については、地方交付税、町税で歳入全体の59.5%を示しており、続いて町債8.6%、繰入金7.2%、諸収入5.4%の順になっております。前年度当初予算と比較すると、国庫・県支出金が制度の大幅な見直しにより大きく減額を示しております。

【一般会計歳出】
歳出予算については、最も構成比の高いものは民生費の20.4%で、以下衛生費、総務費、教育費の順となっております。主な事業として平成14年度から3ヶ年の継続事業である防災行政無線通信施設整備事業(最終年度)等を実施します。その他水田農業構造改革事業、町特産物PR事業等についても計上されております。

財政用語辞典!

◆一般会計

地方公共団体の基本的な経費が中心として計上された会計。

◆特別会計

一般会計のほかに、町が行う特定の事業のため必要とする会計で、一般の歳入歳出と区別して経理される会計。

◆地方譲与税

国税として徴収し、そのまま地方自治体に対して譲与される税。地方道路譲与税、自動車重量譲与税などがあります。

◆地方消費税交付金

地方消費税のうち1/2が市町村へ交付されます。残りの1/2は都道府県の財源となります。

◆地方交付税

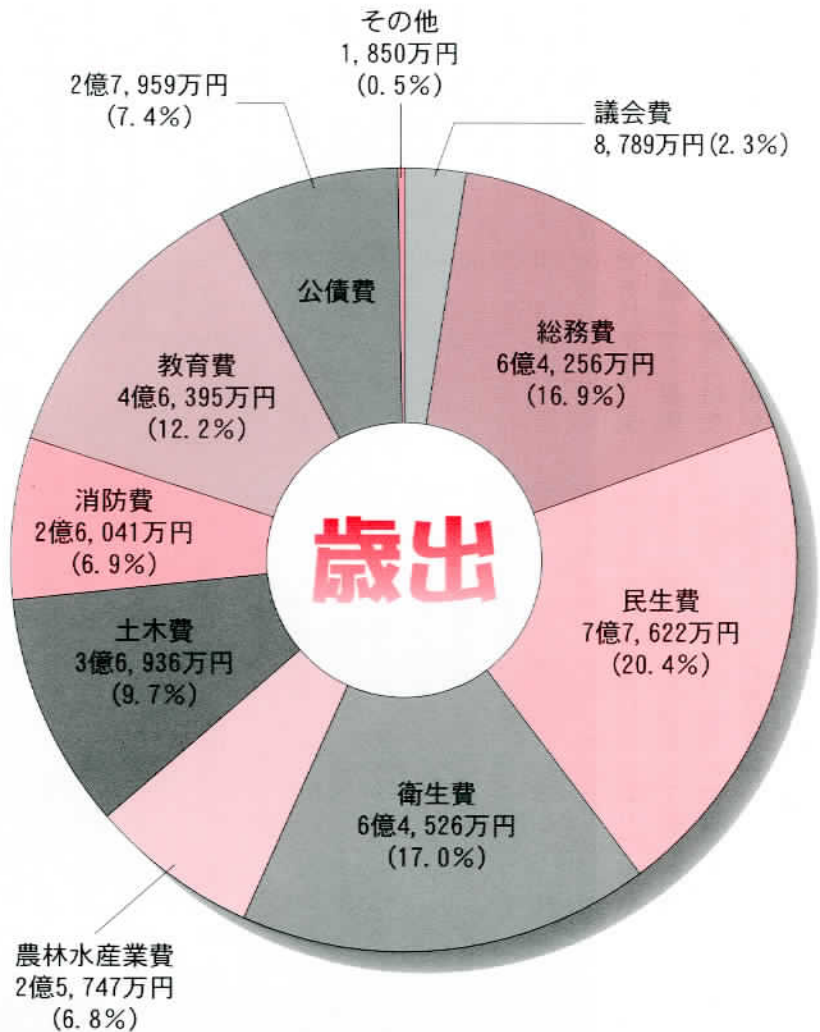
地方公共団体の自主性を損わずに、地方の財源格差をなくすため一定の基準により行政運営に必要なお金を国が地方へ交付する制度。

◆地方債

地方公共団体が、資金調達のために負担する債務で、返済が一般会計年度を越えて行われるもの。

◆公債費

町の借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子。



特別会計予算

下水道事業特別会計

5億5,655万円

国民健康保険特別会計

11億4,921万円

老人保健特別会計

11億1,630万円

介護保険特別会計

5億1,716万円

介護サービス事業特別会計

5,165万円

水道事業会計

・収益的収入及び支出

2億7,880万円

・資本的収入

1,269万円

・資本的支出

1億 625万円

議会費

議会費 8,789万円

総務費

総務管理費 4億6,025万円
徴税費 1億1,299万円
戸籍住民基本台帳費 4,517万円

民生費

社会福祉費 5億2,299万円
児童福祉費 2億5,300万円

衛生費

保健衛生費 3億 182万円
清掃費 3億4,343万円

農林水産業費

農業総務費 1億3,095万円
水田農業構造改革対策費 5,681万円

土木費

土木管理費 4,915万円
道路橋りょう費 5,740万円
都市計画費 2億5,330万円

消防費

消防費 2億6,041万円

教育費

教育総務費 6,494万円
小学校費 1億1,384万円
中学校費 7,175万円
社会教育費 6,261万円
学校給食費 1億1,529万円

公債費

公債費 2億7,959万円

その他

商工費 1,350万円
予備費 500万円

第1回河内町議会定例会

3月9日から16日にかけて開かれた定例会では、野高町長の諸報告に続き報告1件、議案24件が審議されました。尚、一般質問の概要につきましては次号でお知らせします。

諸報告概要

1月には毎年恒例の成人式、出初式が開催されたところです。2月1日には町議会議員の選挙がありまして23日に改選後初の議会が開催され、議長、副議長をはじめ議会の構成が決定をされ、また、農業委員会委員の改選後初の委員会が2月26日開催をし、会長、会長代理が決定をされました。各分野での活躍を御祈念申し上げます。

市町村合併問題につきましては、河内町では8月8日龍ヶ崎市市長、利根町長に合併の申し入れをし、議会でも8月29日同じく龍ヶ崎市議会議長、利根町議会議長に対し合併の申し入れをしたところであります。また、3月3日の全員協議会でご説明を申し上げましたが、河内町では生板古手誠一氏代表による住民発議が龍ヶ崎市、利根町、河内町の3市町の同一請求関係市町村とする合併協

議会設置請求が提出され、同時に各代表者から利根町、龍ヶ崎市にも提出され、それぞれ受理されました。議会に付議をされております。河内町でも議案の提出をいたしました。また、河内町、利根町、龍ヶ崎市の合併を推進する会会長古手誠一氏より、3市町合併推進の要望書が、7168名の署名を添えて提出をされました。町としましては住民の皆さん方の将来の夢と希望にこたえるべく努力をいたしております。議員各位におかれましてはよりよくご理解のほどお願い申し上げます。

16年度各会計予算につきましては、今議会に提出をいたしました。予算編成方針にも示しておりますが、各地方自治体の財政は依然厳しい状況下にあるのはご承知のとおりであります。河内町におきましても、町税の減収、地方交付税等の減額により大変厳しい予算編成を強いられ、合併を視野に入れた行財政改革の推進を早急に図っていかねばならぬ

いと考えております。一般会計予算につきましては前年比3・8パーセント減の3・801・209千円を計上いたしました。今年度の事業といたしましては、継続事業であります防災行政無線通信施設更新工事、下水道事業等であります。性質別構成比では人件費について、広域事務組合の分担金を含む補助費、物件費、そして、各特別会計への繰出金等が大きなウエイトを占めております。財源につきましては、基金からの繰り入れ、臨時財政対策債等での充当で予算編成をいたしました。各特別会計予算につきましても一般会計予算に準拠し予算編成をしておりますが年々増加をいたしてまいりまして一般会計予算に匹敵をする予算額になってまいりました。

このような中、当町の基幹産業であります農業を守り育てるため、農業所得の向上を目指し直販センターふるさとかわちでの新鮮野菜の販売、消費地でのPR事業を引き続き行っ

てまいります。また、国、県の予算の厳しい中ではありますが、道路網の整備、特に、圏央道、第2栄橋、浄玄橋、生板バイパスの早期完成、国道408号線の渋滞解消を要望いたしてまいります。新東京国際空港の騒音対策、特に暫定滑走路の騒音対策につきましては、稲敷地方航空騒音公害対策協議会、あるいは新東京国際空港公団騒音対策委員会での要望をいたしているところであります。河内町も少子高齢化時代を迎え、幼稚園、保育所、あるいは小、中学校の統廃合についても検討をしてまいりたいと考えております。また、本年も地域懇談会を開催し、より良い住民生活優先の行政を行ってまいります。「太陽と水と緑の町」河内町の発展のため皆さん方とともに努力をいたす所存でありますので、ご協力をお願い申し上げます。

議会だより

報 告

報告第1号 平成16年度河内町土地開発公社経営状況について

平成16年度河内町土地開発公社経営状況について、地方自治法243条の3第2項の規定により議会に提出するもので承認されました。

議 案

議案第1号 河内町特別職の職員給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について

通勤手当制度の改正により特別職及び教育長にかかる条例の整備を図るものであり、また、町外の非常勤職員が委員会等に出席した場合の費用弁償の支給規定の整備並びに情報公開等審査会、次世代育成支援対策行動計画策定委員会及び学校教育指導員の設置にあたり、委員報酬等支給規定の整備を図るもので可決されました。

議案第2号 河内町田沼多喜男生涯学習等基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

田沼多喜男生涯学習等基金は、昭

和63年当町出身の田沼多喜男氏の寄付により、経済的理由で高校進学が困難な子弟への援助及び各種教育事業補助金として給付し、有為な人材の育成と生涯学習事業の充実を目的に設置されましたが、預金の利息を充当するという果実運用型の基金で、ここ数年においては低金利が続き、7,000万円に対し年間わずか1〜2万円の利息となつていことから元金を充当できるように条例を改正し、基金運用の有効活用を図るもので可決されました。

議案第3号 河内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴う条例の改正及び処理手数料について、粗大ごみの手数料を龍ヶ崎地方塵芥処理組合の料金を参考に改正するもので可決されました。

議案第4号 河内町土砂等による土地の埋立て、盛土及びびたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例について

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例が平成16年4月1日から施行されることにともない、5,000平方メートル以上の事業については、県条例の許可の対象となることから、県と本町への重

複申請を避けること及び当条例をより明確にするため改正するもので可決されました。

議案第5号 かわち水と緑のふれあい公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

かわち水と緑のふれあい公園の使用料の規定について、より明確にするため改正するもので可決されました。

議案第6号 河内町道路線の廃止について

議案第7号 河内町道路線の認定について

生板北部地区土地改良事業の完了に伴い、現在認定してある路線を廃止し、新たに整備された道路について認定手続きを行うもので可決されました。

議案第8号 平成15年度河内町一般会計補正予算(第6号)について

歳入歳出予算の総額に67,834千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,316,345千円とするものであり、歳入の主なものは、地方交付税70,749千円、県支出金7,485千円、諸収入45,891千円、町債58,600千円を増額し、町税17,0

00千円、ゴルフ場利用税交付金4,700千円、分担金及び負担金2,300千円、国庫支出金3,362千円、繰入金87,493千円を減額。歳出の主なものは、総務費88,008千円、農林水産業費47,532千円を増額し、民生費25,709千円、衛生費13,028千円、教育費15,182千円を減額するもので可決されました。

議案第9号 平成15年度河内町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について

歳入歳出予算の総額に18,262千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,160,066千円とするものであり、歳入については、療養給付費交付金46,213千円、共同事業交付金2,40千円を増額し、国庫負担金10,079千円、県負担金743千円、繰越金19,369千円を減額。歳出については、療養諸費21,723千円を増額し、総務管理費490千円、共同事業拠出金2,971千円を減額するもので可決されました。

議案第10号 平成15年度河内町介護保険特別会計補正予算(第3号)について

歳入歳出予算の総額に545千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ474,812千円とするも

議会だより

のであり、歳入については、繰越金945千円を増額し、一般会計繰入金400千円を減額。歳出については、介護サービス等諸費200千円、支援サービス等諸費440千円、高額介護サービス等費300千円を増額し、総務管理費395千円を減額するもので可決されました。

議案第11号 平成15年度河内町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)について

歳入歳出予算の総額に1,507千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ53,921千円とするものであり、歳入については、繰越金2,507千円を増額し、繰入金1,000千円を減額。歳出については、総務費1,507千円を計上するもので可決されました。

議案第12号 平成15年度河内町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について

歳入歳出予算の総額に5,220千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ604,754千円とするものであり、歳入については、繰越金2,934千円、町債4,900千円を増額し、繰入金2,614千円を減額。歳出については、下水道建設費5,220千円を増額。繰越明許費については、公共下水道事業費18,568千円、霞ヶ浦常

南流域下水道事業建設負担金1,609千円を翌年度へ繰り越し。地方債については、限度額を168,600千円に変更するもので可決されました。

議案第13号 平成15年度河内町水道事業会計補正予算(第1号)について

収益的収入及び支出額をそれぞれ2,794千円減額し、収益的収入及び支出額の総額をそれぞれ280,493千円とするもので、収益的収入については、一般会計補助金の減額。収益的支出については、配水及び給水費1,794千円、その他の営業費用1,000千円の減額。また、資本的収入については、7,600千円の減額で、これは一般会計出資金を減額。一方、資本的支出については排水施設費を27,029千円減額するもので可決されました。

議案第14号 平成16年度河内町一般会計予算

議案第15号 平成16年度河内町国民健康保険特別会計予算

議案第16号 平成16年度河内町老人保健特別会計予算

議案第17号 平成16年度河内町下水道事業特別会計予算

議案第18号 平成16年度河内町介護保険特別会計予算

議案第19号 平成16年度河内町介護サービス事業特別会計予算

議案第20号 平成16年度河内町水道事業会計予算

以上、平成16年度の各会計予算については各常任委員会に付託され、慎重に審査をし最終日の本会議にて、各常任委員長より原案のとおり可決すべきものとの審査報告があり可決されました。(詳細は2、3ページを参照ください。)

議案第21号 河内町収入役の選任について

平成16年3月14日の任期満了に伴い河内町金江津4125番地
青野 浩一
昭和8年10月13日生
が再任されました。

議案第22号 河内町教育委員会委員の任命について

平成16年3月10日の任期満了に伴い河内町長竿3581番地1
藤崎千代子
昭和11年12月1日生
が再任されました。

議案第23号 龍ヶ崎市・利根町・河内町合併協議会の設置について

市町村の合併の特例に関する法律第4条の2第1項の規定により、龍ヶ崎市、利根町及び河内町による合併協議会を置くよう請求があり、同法第4条の2第6項の規定により、合併協議会設置協議について意見を付し、合併協議会規約を提出するもので可決されました。

議案第24号 河内町職員給与に関する条例等の一部を改正する条例について

地方独立行政法人法が、平成15年7月16日に公布され、来る4月1日に施行されることにもない関係条例の整備を図るもので可決されました。



みんなで考えよう市町村合併

～ 第3回 河内町合併推進懇話会 ～

平成16年3月25日、河内町役場において、第3回河内町合併推進懇話会が開催されました。

開会にあたり、会長の野高町長から住民発議の経過報告があり、「2つの議会で否決されたことにより望みが薄くなってきた。現行特例法期限内の合併は無理と思われるが、今後とも合併、地方分権などにどのような方向で取り組んでいくか、皆さんと協議しながら前向きに検討していきたい。」また、「行政改革を加速し、平成16年度からは、学校の統廃合を含めた幼稚園・保育所等の施設の抜本的改革なども、前向きに取り組む決意である。」とあいさつがありました。

つづいて副会長の長谷川議会議長からは「合併については慎重な審議をもって進めなければならぬ。議会内の合併研究会も新たな構成で発足するので、今後とも皆さんのご意見を拝聴しながら取り組んでいきたい。」とあいさつがありました。

懇話会での主な意見・質問

◆住民発議が否決されたが、今後、方法が残されているか。

◆龍ヶ崎市との合併を希望し、要望書も提出した。アンケートでは多数の賛同が得られているが、議会で否決されており、その理由を聞きたい。

◆本来、合併というのは多数決で決めたからそれで良いというものではなく、町民の多くがどう考えるかである。河内町の将来をどう考えているか聞きたい。

◆7千人もの住民が龍ヶ崎市に合併したいと要望したことに対して、議員さんは住民の意思を酌みとっていただきたかった。

◆これからどういう方向に行ったらよいか改めて前向きに考えていくときに、今回否決された理由が必要である。

◆住民発議が起こる前に龍ヶ崎市からは「ノー」の返

伝えたい。

◆生活圏が龍ヶ崎市ですから、そういう意味で選んでいる人も多いと思う。議員さんはその意見を考えることが大切なことだと思ふ。

◆町長さん、議会の皆さんにおいては合併についてよく検討して、どこへ行くとも河内町が一丸となり、車の両輪のようになっていただきたいとお願ひします。

◆龍ヶ崎市長の考え方が河内を除く1市1町であったため、その合併が成立した後、河内を入れてもらいたいということでは反対をした。龍ヶ崎市との合併がダメだということではない。

◆相手を知ることにも必要かと思ひますので、いろいろな知恵を出し合い、研究し、皆さん前向きな姿勢で議論しなければならぬ問題であると思ひますのでよろしくお願ひします。

◆懇話会の情報は町のホームページにも掲載しております。
<http://www.town.kawachi.lbraki.jp>

◆問合せ先◆ 企画財政課 合併推進室 ☎84-2111(内線210・212)

徘徊の見られるお年寄りを介護しているご家族へ

徘徊高齢者家族支援サービス事業

河内町では、徘徊高齢者の安全を確保するとともに介護者の負担軽減を図るため、徘徊の見られる痴呆性高齢者を介護しているご家族に位置情報端末機を貸与する事業を始めました。

この端末を利用することにより、徘徊されるお年寄りの位置情報を検索・通知することができるようになります。

◆対象者◆ 徘徊の見られる痴呆性高齢者を介護しているご家族

◆利用料◆ 下表を参照ください

※機器の保証金は、毎月「情報取得」と「緊急対処員派遣」を利用された場合には料金が別途必要になります。

※各料金には消費税がかかります。

利用世帯の階層区分	基本料金	情報取得料	緊急対処員派遣
生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む）	無料	無料	無料
町民税非課税世帯	無料	無料	無料
町民税課税世帯	500円/月	電話利用 300円/回 インターネット利用 100円/回	10,000円/1回 1時間まで

◆申込・問合せ先◆ 住民課 福祉係 ☎ 84-2111（内線181）

5月1日から7日までは憲法週間です

育てよう 一人ひとりの 人権意識
子どもの人権を守ろう
男女共同参画社会を実現しよう
高齢者を大切に作る心を育てよう
国際化時代にふさわしい人権意識を育てよう



水戸地方法務局
茨城県人権擁護委員連合会

あなたの声をお聞かせください！

介護保険運営協議会委員募集

町では、介護保険事業の適正で円滑な推進を図るため、介護保険事業に関する意見や提案をいただき、河内町介護保険運営協議会委員(住民代表)を次のとおり募集いたします。

- ◆活動内容◆
 - ・運営協議会への出席(年2～3回程度)
 - ・介護保険に関する意見や提案
 - ・介護保険事業計画の策定・改定に関すること。
 - ・協議会に出席いただいた際は報酬を支給します。
 - ◆募集人員◆ 2名
 - ◆任期◆ 委嘱の日から約2年間
 - ◆応募資格◆
 - ・河内町にお住まいで介護保険に関心をお持ちの方
(※公務員、議会議員、福祉団体職員等でない方)
 - ◆応募方法◆ 封書で住所・氏名・年齢・性別・職業・電話番号・応募の理由(400字詰め原稿用紙2枚程度)を記入の上、申込みください。
 - ◆募集期限◆ 平成16年5月31日(月)
- ※募集人員を越える場合には、申し込みの理由等を考慮し選考とさせていただきます。



◆問合せ先◆ 保険年金課 介護保険係 ☎84-2111(内線164)

郵便等による
不在者投票が
変わります！

公職選挙法の一部が改正され、郵便等による不在者投票について、その対象が拡大されるとともに、「代理記載制度」が新たに創設されました。



1. 郵便等による不在者投票の対象者の拡大

今回の改正により、介護保険法上の要介護者で、介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5である者として記載されている方が、新たに郵便等による不在者投票をすることができるようになりました。

2. 郵便等による不在者投票における代理記載制度の創設

郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、自ら投票の記載をすることができない者として定められた次の(1)又は(2)に該当する方は、あらかじめ市区町村の選挙管理委員会の委員長に届け出た者(選挙権を有するものに限る。)に投票に関する記載をさせることができるようになりました。

- (1)身体障害者福祉法上の身体障害者で、身体障害者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が1級である者として記載されているもの。
- (2)戦傷病者特別援護法上の戦傷病者で戦傷病者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までである者として記載されている者。

町民の快適な健康づくりの推進を目指して

保健センターだより

～ 始めてみませんか！「各種教室」のご案内 ～

メンタル・ボディケア

肩こり…
腰痛…
体のトラブル…

このような症状が起きると気分までゆううつになってしまいますよね。

この教室は、ベテランのインストラクターから、楽しいお話を聞いたり、実際に自分でできる対処法を教えてくださいます。体と心の悩み解消にお気軽にご参加下さい。必ず、笑顔になれます！



美と健康の教室

いつまでも若々しく、健康で生活したい！
でも一人では運動は続かないし

そのような方に、特にお勧めの教室です。

この教室は、10年近く続いている人気の教室で、毎回30名くらいの参加があります。無理のない運動ですので、高齢の方も安心してご参加ください。

いちごくらぶ

育児って楽しい、でも…

毎日休みなく続く果てしない道のり。

子育てまっさかりのママは、いつも頑張っていますよね。

そこで、ママ同士が集まって、子供と遊びながら、おしゃべりをする場として、いちごくらぶを始めました。

楽しい時間を過ごしませんか？

☆いちごくらぶは事前に申し込みが必要です。

※各教室の詳しい日程につきましては、健康カレンダーでご確認ください。



◆問合せ先◆ 保健センター ☎84-4486 又は84-3682



たかはし りく
高橋 陸くん
おかしレストラン



たけお ゆき
竹尾 悠希くん
サッカー選手



ひさまつ こうだい
久松 晃大くん
サッカー選手



みやざわ だいち
宮澤 大智くん
パイロット



はしもと しゅんた
橋本 竣太くん
サッカー選手



すずき まな
鈴木 愛奈ちゃん
アリエル



いしだ みおり
石田みのりちゃん
セーラームーン



あおの しおり
青野 梓織ちゃん
うさぎやさん



まつもと なな
松川 菜乃ちゃん
セーラームーン



俳句

かわち俳句会

一杓の釜湯きらりと利休の忌

田中康夫

念仏を終え沈丁の香に浸る

鴻野たけ

桜草妊りしてふメールかな

橋爪かん

老いてなお習う芸ごと天神忌

津根としお

諍いつ労りあいつ喜寿の春

大関さと

あたたかな雨が降るなり野菜畑

大塚一重

土佐水木子猫が顔を出しにけり

杉原利代

遠富士や顔刺す風に麦を踏む

川口ふく

着流しのうなじ愛しき夕霧忌

寺田節子

志皆無となりし弥生かな

大森つや

地虫出ず日記に記す農疲れ

田沼和子

桜草やさしき友の笑顔かな

飯島ヨシノ

鷗舞ふ入江の松のつるし雛

大野志げ子

久々や妻の手をとり桜草

遠藤正雄

良寛忌佐渡は荒海手鞠唄

吉田四郎

割れたる鱈の鰯流れ出づ

飯塚まさよし

富士仰ぐ十国峠下萌ゆる

若泉栄治

短歌

かわち短歌会

等辺の波引きながら釣舟は突つ走るなり寒風の中
春の帽子かむりし我の影ぼうし右手ふりふりわが前を行く
毎朝に上げるお経の声にさえさし込む朝日に春を感じる
パソコンもテレビゲームも無い時代知恵を出し合い屋外遊び
消しゴムで過去を消す夢をみる悔いなき日々で今日もありたし
思ふ人に思い告げ得ず年を経つ食う恥あらぬ暗き世憶ふ
啓蟄の土未だ覚めやらぬ早春に降る淡雪に虫も目覚めず
慈悲深き家の生け垣潜り抜け腹を満たして野良猫戻る
冬の日をひそと耐えきし草引けば吾が手に余る生きの抗ひ

(生板)

青山清一
山田登千子
山口光雪
久松浩洋
郡玉翠
石山候江
杉田光雪
庄司登千子
青野清一

町職員の異動 (敬称略)

4月1日付で、職員の人事異動及び昇格がありましたのでお知らせします。また、この春、退職を迎えられた職員の皆様、長きにわたりご苦勞様でした。

※()は旧所属などです

◆退職者

鴻野 俊男
岡野 節子
酒井 光江

3月31日、退職者一人一人に、野高町長よりお礼の言葉と花束が手渡されました。



(写真：退職者と野高町長)

◆人事異動

総務課

課長 伊藤俊也 (企画財政課課長)

企画財政課

課長 高山健一 (産業課長)

税務課

課長 荒井貞男 (給食センター所長)

課長補佐 林 博行 (産業課長補佐)

課税係長 海老原誠 (税務課主幹)

住民課

課長補佐 石山正光 (水道課課長補佐)

福祉係長 細谷君子 (都市計画課係長)

主 事 雑賀朋之 (産業課主事)

主 事 大野明彦 (都市計画課主事)

保険年金課

年金医療福祉係長

主 幹 吉田茂久 (都市計画課係長)

主 事 福田誠一 (総務課主幹)

主 事 松本 明 (税務課主事)

主 事 補 荒井美奈 (新採)

福祉課 福祉センター
課長補佐 大塚恭久 (住民課課長補佐)

都市計画課

下水道工務係長

主 幹 石山茂樹 (保険年金課係長)

主 幹 松本明美 (住民課主幹)

主 事 小林信俊 (産業課主事)

産業課

課長 平沢洋三 (学校教育課課長)

主 幹 高野和幸 (保険年金課主幹)

主 事 大野真志 (新採)

学校教育課 兼給食センター
課長兼所長 岩橋宏征 (税務課課長)

生涯学習課 萩原治夫 (農業委員会事務局次長)

課長補佐 藤原治夫 (農業委員会事務局次長)

学校給食センター
庶務係長 大沢美智子 (住民課係長)

農業委員会事務局
次 長 羽田健二 (福祉課課長補佐)

◆実務研修終了

総務課 主幹 根本和明 (県市町村課から)

水道課 主幹 安達俊介 (桜川村から)

源清田保育所 保育士 内藤孝子 (江戸崎町から)

◆実務研修

龍ヶ崎市へ 主幹 山田智也 (保険年金課主幹)

県市町村課へ 主事 石橋利朗 (住民課主事)

3月

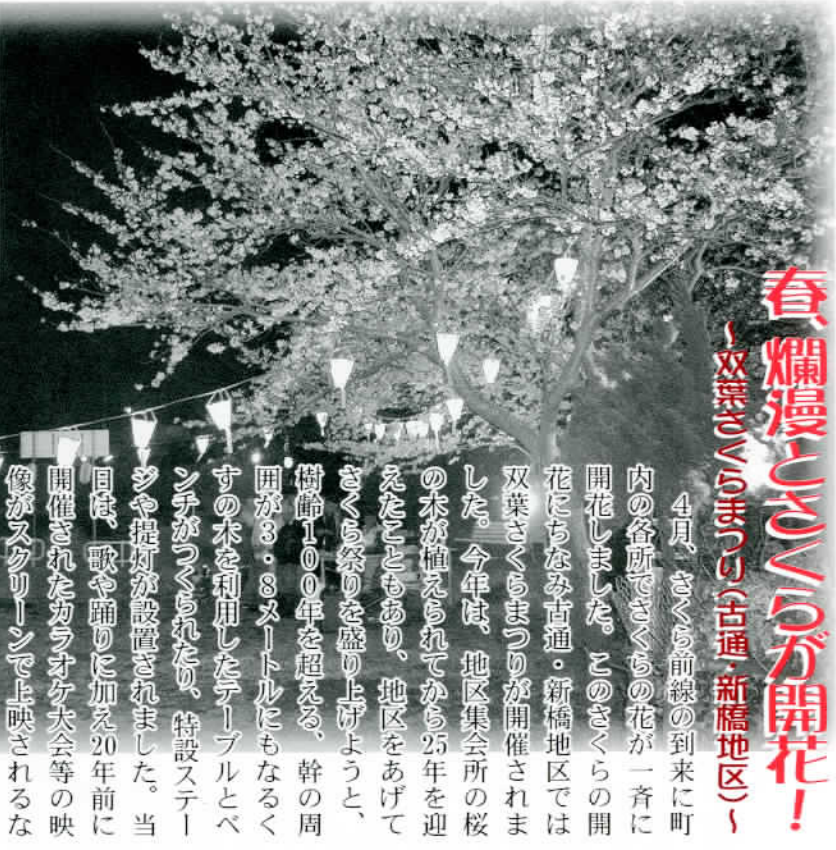
町長の動き

- 1日(月) 庁議、塵芥組合定例議会
- 2日(火) 国保運審
- 3日(水) 議会全員協議会
- 4日(木) 平川団長来庁、町史編纂・文化財・民俗資料合同会議
- 5日(金) 水道運審
- 9日(火) 議会定例会(16日)
- 10日(水) 中学校卒業式
- 12日(金) ふるさとかわち取締役会
- 18日(木) グループホーム打ち合わせ、つつみ会館運審
- 19日(金) 幼稚園卒園式、田沼基金審議会
- 22日(月) 斎場使用に関する高砂環境整備委員会との懇談会、シルバー人材センター理事会、町対協
- 23日(火) 小学校卒業式、町社協理事会・同評議員会
- 25日(木) 町合併推進懇話会、空港公団騒音対策委員会
- 26日(金) 高齢者スポーツまつり
- 27日(土) 保育所卒所式
- 29日(月) 塵芥組合管理者会議、日本たばこ産業取手営業所長来庁、竜ヶ崎たばこ組合長来庁
- 31日(水) 転出教職員辞令交付式

まちのできごと



↑樹齢100年を超えるくすの木を利用したテーブルとベンチが地元有志によりつくられました。



春爛漫とさくらが開花！

〜双葉さくらまつり（古通・新橋地区）〜

4月、さくら前線の到来に町内の各所でさくらの花が一齐に開花しました。このさくらの開花にちなみ古通・新橋地区では双葉さくらまつりが開催されました。今年は、地区集会所の桜の木が植えられてから25年を迎えたこともあり、地区をあげてさくら祭りを盛り上げようと、樹齢100年を超える、幹の周囲が3・8メートルにもなるくすの木を利用したテーブルとベンチがつくられたり、特設ステージや提灯が設置されました。当日は、歌や踊りに加え20年前に開催されたカヲオケ大会等の映像がスクリーンで上映されるなど様々な催しが行われまつりをより盛り上げました。

（写真提供：秋山好夫氏）



さくらをとおして町づくり



〜とねはなさくら野会〜

このたび、さくらをとおして町づくりを目指している「とねはなさくら野会（以下「さくら野会」、代表：荒井誠氏 利根町在住）により源清田保育所と水と緑のふれあい公園に多数のさくらの苗木が植えられました。「さくら野会」は、5年ほど前から、明るい町づくりを目指し、会員の皆さんとともに、龍ヶ崎市・牛久市・利根町・河内町など県南部の市町村を対象に、無償でさくらの苗木を公共施設等に植樹しています。

元気に長生き！

〜高齢者スポーツまつり〜



「よーくねらって！それ！」3月26日、今年で9回目となる高齢者スポーツまつりが、農業者トレーニングセンターで開催されました。

当日は、あいにくの雨となつてしまい、屋外で予定されていたバタンク競技は中止となつてしまい、輪投げ競技のみの開催となりましたが、参加選手は各コートに分かれ熱戦を繰り広げました。結果はともあれ、一日快適な汗を流し「寝たきりゼロ」を目標に、健康な生活と生きがいのある生活をおくりいつまでも元気に長生きで！

身近な出来事や地元の話をおよせください。秘書広聴課 TEL 84-2111 (内線103)



生活

会社等の登記事務が変 わります

水戸地方事務局竜ヶ崎支局におきましては、平成16年4月12日から商業・法人登記事務をコンピュータ化することになりました。これにより登記申請書の作成方法に若干の変更があるほか、従来の商業・法人登記簿の謄抄本に代えて「登記事項証明書」を代表者の資格証明書に代えて「代表者事項証明書」をそれぞれ発行します。また、登記簿閲覧制度が廃止され新たな制度として、登記事項の主要部分を記載した都起き事項要約書を発行することになります。詳しくは、左記までお尋ねくだ

さい。
◆問合せ先

水戸地方事務局竜ヶ崎支局
TEL 029-822-25

自動車税は納期限(5月31日)までに納めましょう!

自動車税は、毎年4月1日現在の所有者(登録名義人)に課税されます。納税通知書が届きましたら5月31日までに納税してください。なお、身体障害者等の方で一定の条件に該当する場合は、申請により税を減免する制度があります。ただし、納期限(5月31日)までに減免申請書等を提出されないと、減免を受けられません。詳しくは、お問い合わせください。

◆問合せ先 茨城県江戸崎県
税事務所課税第二課
TEL 029-892-6112

4月の納税

- ◆ 固定資産税 1期 ◆
- ◆ 国民健康保険税 1期 ◆
- ◆ 介護保険料 1期 ◆

徴収日は4月30日です

建築主になられる 皆様へ

建物を建てる場合、建築主は、建築基準法により「工事監理者」を定めることが必要です。工事監理者を定めて、「工事監理業務委託契約」を締結してから着工してください。また、工事が完了したら同法により「完了検査」を申請しなければなりません。申請の様式・方法等についてはお問い合わせください。

◆問合せ先

県南地方総合事務所建築指導課建築第1グループ
TEL 029-822-8511
(内線216・217)

「中小企業労働相談所及び労働総合相談センター」をご利用ください

県では、労働者を取り巻く

厳しい環境に対応するため、「中小企業労働相談所及び労働総合相談センター」を設置し、無料で相談に応じています。気軽にご相談ください。

◆相談内容

労働相談(解雇、配置転換、賃金カット、労使紛争)、職業能力開発メニューの紹介

【中小企業労働相談所】

平日 午前9時～午後5時

◆問合せ先

県南中小企業労働相談所
TEL 029-822-8511
(内線314)

【労働総合相談センター】

平日 午前9時～午後8時
土日 午前9時～午後4時
※祝日を除く

「いばらき就職支援センター」を開設します

「いばらき就職支援センター」(4月開設予定)では、雇用相談・適職診断・キャリアアカウンセリング、訓練・研修、職業紹介まで、ワンストップでサービスを行います。ご利用ください。

●「いばらき就職支援センター」

開設予定

・県南地区センター

土浦市真鍋5-17-26
土浦合同庁舎3F

◆問合せ先 県労働政策課

TEL 029-301-3645

龍ヶ崎地方衛生組合
5のお知らせ

龍ヶ崎地方衛生組合「龍の郷・クリーンセンター」では、構成市町村からの各家庭等の尿及び浄化槽汚泥等を受け入れ、きれいに処理をして環境を守る役割を担っています。衛生組合では適正な処理に努めておりますが、3施設ある処理施設のうち100キロリットル/日施設が老朽化していることから施設の建替え工事を行うことになりました。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

◆処理規模 55キロリットル/日(処理規模の縮小)

施設全体では、305キロリットル/日

◆処理方式

浄化槽対応型脱窒素処理方式
※従来の方式に比べ、施設が小さくなり使用する水量も少なくて済みます。

◆稼働予定 平成18年4月

◆請負業者 JFEエンジニア

アリング(株)

◆契約額

20億5・800万円

◆問合せ先

龍ヶ崎地方衛生組合

TEL 64-1144

募集

「茨城県奨学生」募集のお知らせ

県では大学生等を対象として平成16年度の奨学生を募集します。

◆主な出願資格

・県内に居住する者の子弟で

あること。

・人物、学業とも優良であること。(成績基準あり)

・学資の支弁が困難であること。(収入基準あり)

・高専4年以上、短大・大学在学者

◆募集人員・貸与月額

・自宅通学(45人)

34・000円

・自宅外通学(95人)

38・000円

◆出願手続

出願希望者は、在学している学校から出願用紙等の交付を受け、奨学生願書に必要事項を記入のうえ、在学している

る学校に提出して下さい。

◆出願期限 5月17日

※各学校への提出期限は各校が定めていますので注意してください。

◆その他

・日本学生支援機構(旧日本育英会)奨学金との併用はできません。

・奨学資金は無利息で、貸与終了月から6ヶ月据置後、10年以内に半年賦又は年賦により返還していただきます。

◆問合せ先 県高校教育課

TEL 029-301-5245

http://www.edu.pref.ibaraki.jp/

戸籍の窓

2004年3月届出分(敬称略)

おめでた

赤ちゃん こっ 幸 ま 真	保護者 石井卓 川嶋真一 町田泰彬 沼崎幸良 諸岡秀樹	地区 鍋栗谷 大銅巻 手銅巻 和銅巻 片銅巻 宿
---------------------------	--	--

おくやみ

氏名	年齢	地区
松浦 伊 89	田川	
大橋 よ 95	大鍋	
櫻井 子 75	上金江	
藤後 忠 89	中曾根	
長濱 顯 86	保小早	
野澤 くる 85	古澤丸	
高橋 初枝 78	高橋丸	
鴻巣 文 92	飯島文	
江口 秀 72	寺嶋はる	
松浦 伊 89	田川	
大橋 よ 95	大鍋	
櫻井 子 75	上金江	
藤後 忠 89	中曾根	
長濱 顯 86	保小早	
野澤 くる 85	古澤丸	
高橋 初枝 78	高橋丸	
鴻巣 文 92	飯島文	
江口 秀 72	寺嶋はる	

*掲載を希望されない場合は、届出の際に申し出てください。

河川愛護モニターの募集

募集

国土交通省では、河川をやさしく見守って下さる河川愛護モニターを募集します。

◆募集要項

◆期間 平成16年7月1日

～平成18年6月30日

◆お問い合わせ 河川 利根川

◆応募資格 河内町在住で利

根川付近に住む20歳以上の方

◆謝礼 実費程度

◆応募締切 5月31日必着

◆応募方法 官製はがき又は

ファックスに左記の事項を記入し応募先に送付ください。

II 記入事項 II

・氏名・年齢・性別・住所・

電話番号・職業・所属する団

体(NPO等)があればその

団体名・これまでに自治会等

の地域に密着した活動へ参加

した経験・活動範囲の希望・

応募理由・過去に河川愛護モ

ニターの経験の有無

◆応募・問合せ先

国土交通省利根川下流河川

事務所管理課

河川愛護モニター担当係

〒287-8510 千葉

県佐原市佐原イ4149

TEL 0478-5216397

FAX 0478-5219729

河内町在宅介護センターです

●何をしているところ?

高齢者の身近な相談窓口として、町から委託を受けて運営しています。介護のこと、健康のこと、生活のことなどお気軽にご相談ください。利用は無料です。

●調査にご協力ください

本格的な高齢化社会を迎えるにあたり、65歳以上の方々を対象とした調査を実施しております。この調査は、地域にお住まいの65歳以上の方々の世帯状況(一人暮らし、同居等)や健康状態(寝たきり、虚弱等)などを把握し、高齢者の福祉の向上を図るために行うもので秘密は厳守します。

※不明な点はお問合せください。

◆問合せ先◆ 河内町在宅介護支援センター
おじさい苑 TEL 84-0312

◆ 定例相談 ◆

心配ごと相談

日時 5月6日(木) 午前10時～正午
5月17日(月) 午前10時～午後3時
場所 公民館第2分館
問合せ先 河内町社会福祉協議会
☎84-2830

教育相談

日時 月・水・木曜日 午後1時～5時
場所 公民館第3分館(西共同利用施設)
問合せ先 ☎84-4888 (FAX兼用)

交通事故相談

日時 月～金曜日
午前9時～正午 午後1時～4時
弁護士相談 水曜日
午後1時～4時(要予約)
場所 土浦合同庁舎 本庁舎3F
問合せ先 県南地方交通事故相談所
☎029-823-1123

成田空港に関する相談

日時 月～金曜日 午前9時～午後5時
場所 ㈱ふるさとかわち事務所2階
(河内町長竿188)
問合せ先 茨城地域相談センター
☎84-5017

◆ 町の人口と世帯 ◆

平成16年4月1日現在

人口 11,547人(+14)
男 5,719人(+5)
女 5,828人(+9)
世帯数 3,371戸(+6)

◆ 交通事故発生状況 ◆

町内の交通事故3月発生状況

(前月比) (累計)

発生件数 7件(-14) (51)
死者数 1人(+1) (1)
負傷者数 9人(-3) (31)

竜ヶ崎警察署調べ

TELガイド

役場	☎84-2111	学校教育課	☎84-3322
	FAX84-4357	生涯学習課(中央公民館)	☎84-2843
水道課	☎84-2361	給食センター	☎84-2845
つつみ会館	☎86-3740	福祉センター	☎84-3699
保健センター	☎84-4486	防災かわち(音声案内)	☎84-2212

休日診療当番医

- 5月 -

	江戸崎地区	龍ヶ崎地区	
		内科	外科
2日	本橋医院 ☎029-892-2308	三石内科クリニック ☎62-2234	いがらしクリニック ☎62-0936
3日	古橋医院 ☎029-978-3770	うちだ医院 ☎64-8821	みやおか外科整形外科クリニック ☎62-3761
4日	ゆはらクリニック ☎029-894-2002	鴻巣クリニック ☎61-0151	飯野クリニック ☎60-2323
5日	矢野整形外科医院 ☎029-892-2127	山村医院 ☎66-0555	牛尾病院 ☎66-6111
9日	江戸崎眼科 ☎029-892-0262	横田医院 ☎62-0047	西新道外科医院 ☎62-0855
16日	宮本病院 ☎029-979-2114	吉澤胃腸科医院 ☎66-0977	野村医院 ☎62-6561
23日	佐倉クリニック ☎029-892-7011	さくらクリニック ☎65-1211	いしかわクリニック ☎62-0378
30日	坂本医院(隆) ☎029-892-2232	福岡小児科医院 ☎66-3245	竜ヶ崎医院 ☎62-0550

※診療を受ける際は、必ず電話で確かめてください。

5月のごみ収集日

資源回収日				燃えないごみ収集日			
A地区	18	C地区	11・25	A地区	8	C地区	22
B地区	13・27	D地区	6・20	B地区			
燃えるごみ収集日				粗大ごみの予約収集日			
全地区 毎週月・水・金曜日				5月中の予約→6月5日			

ごみ等の投棄禁止

ごみを投棄すると、処罰されます

『みんなの町、みんなできれいに』

◆問合せ先◆ 都市計画課 環境衛生係 ☎内線155・156

広報

かわち

平成16年4月15日発行

編集・発行 河内町役場秘書広聴課
〒300-1392 茨城県稲敷郡河内町源清田1183
ホームページアドレス <http://www.town.kawachi.ibaraki.jp/>